

令和2年度事業計画

千葉県緑化推進委員会は、昭和25年に創立されて以来、緑の募金運動を中心に、「緑豊かなふるさと」を目指して「県民参加による緑化推進運動」を実施してきた。

平成7年の「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」制定により募金活動が法制化され、平成24年には公益法人に、平成29年度には（一社）千葉県治山林道協会を合併し、森林の持つ防災機能の向上などを含めた幅広い緑化運動に取り組む体制となった。この間、会員並びに関係各位の協力を得て、募金活動や関係事業に積極的に取り組み、その成果を生かして様々な事業を展開してきた。

森林に代表されるみどりは、木材等の供給のほか、水源のかん養や災害の防止、さらには、地球温暖化の緩和や生物多様性の保全など多くの機能を有しており、その恵みにより私達の豊かで安全な暮らしが支えられていることは国民の共通認識となっている。

また、森林のうち、人工林の多くが木材の利用期となっていることから、森林・林業の活性化と公益的機能の維持向上を図るため、木材利用促進の対策が各方面で進められている。

一方で、本県は、昨年の秋、大型台風の接近・上陸や記録的な豪雨に繰り返し襲われ、これまでにない大きな被害が発生した。今後も、地球温暖化が原因と思われるこうした豪雨等の災害に加え、大地震に伴う津波被害が懸念されることから、森林の適切な整備による防災・減災等機能の更なる発揮が期待されている。

このような中で、令和2年度は、県・市町村、団体、企業等の協力を仰ぎ、緑の募金運動を幅広く実施し、みどりの大切さの普及啓発を図るとともに、市町村や団体、NPO法人等への支援や連携によるみどりづくりの推進、担い手の育成に努めていくこととする。さらに、公共施設の緑化や森林再生への支援、木材の利用促進などに取り組むとともに、治山林道事業の円滑な推進を図りながら、緑豊かなふるさとを実現する運動を総合的に展開していく。

1 緑の募金運動推進事業

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき募金運動を実施し、その成果によって各種緑化の推進及び森林の整備事業を実施する。

- (1) 募金目標額 31,000千円
- (2) 後援 千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会（予定）
- (3) 募金期間 春季 3月1日～5月31日
秋季 9月1日～10月31日
- (4) 募金方法 県、各林業事務所、地域農林業振興協議会、各市町村及び官公署・各種団体・企業等の協力のもと、県下一円で実施する。
特に市町村の協力で実施される家庭募金の推進と、企業のCSR活動やティアアップ募金など、協力者の意向に沿う募金方法の提案を行い、新たな募金箱の設置や多様な募金機会の創出に一層努力し募金協力先を広げる。

2 わたしの街みどりづくり事業

緑の募金を募金者の身近な場所に事業還元するために、市町村等が実施主体となり、みどりあふれる潤いのある街づくり・人づくりを目指して行う、公共施設等の植樹、既存樹木の育成や保全、森林の整備、緑化思想の普及啓発、ボランティア団体の活動支援など、近年の多様化した住民ニーズに応じ、地域の特色を生かした緑化事業の推進を、市町村計画やその重点施策などを踏まえ、幅広い内容で実施する。

3 青少年等育成推進事業

少年少女達が緑を慈しみ守り育てる心を養い、健康で明るい社会人に育つことを願い、みどりの少年団活動への支援、国土緑化運動ポスター原画コンクールなど各種事業を推進し、学校生活の様々な機会に、みどりに親しむ機会を提供する。

(1) みどりの少年団の育成

少年団活動費・装備品等の助成及びみどりの少年団育成協議会の拡充強化を図るとともに、第40回千葉県みどりの少年団交流集会を開催し、各団の情報交換や活動の充実を図る。交流集会には、みどりのサポーターや森林インストラクターなどの参加協力も得ることにより、世代間交流を図っていく。

また、小中学校の統廃合により少年団活動が停滞しつつあるため、市町村や教育委員会等への働きかけにより活動活性化や新たな少年団の設立に努める。

(2) 国土緑化運動ポスター原画コンクールの実施

千葉県、千葉県教育委員会及び(株)千葉日報社の後援並びに企業の協賛を得て、小・中学校の児童生徒を対象に国土緑化運動ポスターの原画を募集し、ポスターの作成を通じて緑の重要性の意識高揚を図る。

当コンクールの応募数は、毎年全国都道府県の中で最上位を占め、作品のレベルも高く評価されており、特に優秀と認められた作品は、県庁舎、県立青葉の森公園をはじめ、各種催し等で展示し、広く県民に観賞の機会を提供するとともに、入賞作品集を発行し、県内の全小・中学校に配布することで緑化意識の普及啓発を図る。

(3) 樹木ラベル取付け運動

少年少女達が学校など身近にある樹木に関心を持ち、自然に親しむ環境づくりを目的として、樹木名を自ら記入したラベルの取付けを、令和2年度は東葛飾教育事務所管内の小中学校から希望を募り実施する。

(4) みどりの教室等の開催

体験を通して認識力を急速に獲得してゆく幼児が、日常的に自然や緑に親しみながら成長することを期待して、公・私立の幼稚園教育関係者等を対象に、それらの指導手法をテーマとする「みどりの教室」を開催する。

また、千葉県森林インストラクター会、千葉県自然観察指導員協議会等との共催による自然観察会や講習会、シンポジウム等の開催を行い、幅広く県民が樹木や自然に触れ合う機会を提供する。

4 緑化等推進整備事業

(1) 苗木樹木等交付事業

県内各地で行われる催し等に協賛し、苗木、種子等を配布することで家庭からのみどりづくりを推進する。

また、学校、市民団体等が実施主体となり市民参加型で公共施設等に実施する植樹活動に樹木を可能な範囲で交付する。

(2) 広報誌「グリーンえっせんす」の発行

緑に関する身近な情報を取り上げた広報誌を発行し、各地域振興事務所や市町村、関係施設、県内の全学校等への配布、併せて電子ファイル版をホームページ上で公開し、広く県民に情報提供する。

(3) ホームページによる情報提供

情報提供（広報）手段のメインに据え、事業紹介、活動状況や行事案内などをより一層広く、即時的に情報発信する。

(4) 緑化キャンペーン等の実施

みどりの月間である4月15日から5月14日の期間中は、新聞、TV、立て看板、パンフレット、緑の羽根の着用、ステッカーの掲示等により、全国的に協調した緑化キャンペーンを実施する。

(5) 緑化関係資料の配布

情報誌「ぐりん・もあ」、緑の少年団情報及び緑化・育樹運動ポスター、その他緑化関係情報資料等を随時関係機関に配布する。

5 森林・里山整備等推進事業

公益的な機能を十分に引き出すための森林整備や森林の活用を推進するため、人材・資材などの管理・支援や、新たな担い手の育成を図りつつ、モデル林による森林整備の実践活動をとおして普及啓発活動を行っていく。

担い手の育成については、治山林道などの森林土木や木材関係の分野などと幅広く交流を図ることにより、活動範囲を広げ多方面からの参画を啓発する。

(1) みどりのサポーター活動

一定の知識や技術を有し森づくりを実践できる人材「みどりのサポーター（過去に実施した研修会を受講された者を中心に現在までの延べ登録者数116名）の組織管理を行い、外部からの要請等に応じ関連作業や催事のサポート活動への参加を適宜コーディネートするとともに、サポーターの存在を広報等とおしアピールしていく。

(2) 第三期県民参加によるみどりの再生事業

津波や松くい虫被害が甚大な海岸林や放置された竹林、人工林の循環的な利用と整備等が課題となるなか、これら森林の再生とその担い手として期待される森林ボランティアの育成を一体的に行う「県民参加によるみどりの再生事業」第三期目のプログラムを実施する。

なお、本事業の実施にあたっては、県をはじめ事業内容に精通した関係機関等で構成する実行委員会を設置し、事業計画の決定を経たうえで、そのノウハウ

ウを活かした円滑かつ効果的な実施をめざす。実行委員会の事務局は当緑化推進委員会が担当する。

(3) 森づくり支援事業

県民、森林ボランティア団体、企業、学校等による森林整備や里山活動、森林環境学習への参加や実施を広めるため、森づくり行事の実施や側面的な支援を行う。

- ・安全装備や作業用具の貸出し

ボランティア団体等にとって保有、確保することが困難な、作業用具等を貸出しすることで、森づくりの機会創出を支援する。

- ・緑化推進委員会（緑の募金）の森

震災復興及び海岸林再生を行うモデルフィールドとして、千葉県知事と法人の森契約を締結した旭市神宮寺浜の第2緑化推進委員会（緑の募金）の森において、県民や企業、団体など多方面からの参加を呼びかけ、計画的かつ継続的な森づくり行事を実施することにより海岸林の再生・整備に取り組む。

6 全国緑の募金交付金事業

国土の広域的な見地から森林の整備等を推進するとともに、地球温暖化防止や砂漠化対策等の国際協力を図るため、各都道府県の募金実績の一部（50万円＋実績額の3%）を緑の募金法の規定に基づき国土緑化推進機構に交付する。

7 国土緑化推進事業

（公社）国土緑化推進機構と協力し、県内各地のみどりづくりを推進する。

- （1） 県内小中学校等に対して、樹木植栽や剪定、所有森林の整備など、学校の環境緑化の整備を、企業団体等の用途限定募金などの協力により実施する。
- （2） 緑と水の森林ファンド地方事業により、みどりの少年団交流集会に関連し体験林業、活動発表会等を実施する。
- （3） 緑の募金及び、緑と水の森林ファンド公募事業など、国土緑化推進機構から助成を受け、森林の再生・整備や木材利用の普及啓発、民間団体等が実施する事業の指導業務等を行う

8 公共施設等の環境緑化事業

（公社）ゴルフ緑化促進会と連携し、同会から交付される協力ゴルフ場からの緑化協力金を活用して、市町村から要望のあった学校等公共施設の植栽など緑化工事を実施し、県内各地のみどりづくりを推進する。

9 緑化推進拠点施設管理事業

千葉県が行う緑化推進拠点施設（旧環境緑化センター）の管理業務委託に係る入札に参加する。

10 治山林道事業

災害に強い森づくりによる県土保全を推進するために不可欠な治山事業や、効率的な森林整備に必要な林道事業の円滑な推進に資するため、関係機関と連携し、予算確保等の要望活動を行うとともに、技術講習会の開催や工事コンクールの実施等を通じて普及啓発等の活動を行う。

(1) 事業要望活動

関係機関と連携し、治山・林道事業の重要性・必要性を強く訴えながら、林野公共事業の施策の充実と事業予算の確保に努める。

(2) 講習会の開催等

会員等の治山・林道事業に係わる総合的技術の向上や知識の習得を図るため、技術講習会の開催や研究発表会への参加支援等を行う。

(3) コンクールの実施

治山・林道工事コンクールや、木材使用工事コンクール等の実施や表彰を行うことにより、施工技術の向上や間伐材等木材の利用促進を図る。

(4) 普及啓発

案内板標識等の設置により、治山・林道施設や関係施設等の適正な管理を推進するとともに、活動状況のホームページへの掲載や、広報誌の配布等により、治山・林道事業の普及啓発を図る。

11 林業労働力確保支援センター事業

林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項で指定された、林業労働力確保支援センターは、林業就業支援事業等を実施し、林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、林業への就業相談、雇用改善に関する研修等を行う。

(1) 林業就業支援事業（雇用管理改善）

林業事業体の支援業務と就業希望者に対する相談業務を行う。

- ・ 林業事業体の訪問指導 年5件程度
- ・ 就業相談会での相談対応 年2回
- ・ 就業支援講習会への協力 年4回
- ・ 経営管理相談及び就業相談 随時

(2) 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業・OJT研修監督検査業務

林野庁の補助を受けて認定事業体が行う新規就業者の教育訓練の監督検査業務を行う。

(3) 林業事業体研修

林業事業体に対する研修業務を行う。

(4) 地域型森林管理担い手育成支援事業

地域の森林管理の担い手として、自伐林家組織や専門性の高い森林整備NPO法人等の育成支援を行う。

(5) その他

林野庁、千葉県森林課、全国森林組合連合会、千葉県森林組合連合会、千葉県労働局及び各都道府県林業労働力確保支援センター等と連携し、上記業務に附帯する業務を行う。

1 2 緑化基金事業

(1) 緑化基金の造成

緑化推進の恒久的な基本財産を造成するため、「緑化基金」を継続して積立てる。

(2) 緑化事業の推進

緑化基金を適切に運用し、その運用益により、緑化に関する普及啓発事業の推進を図る。